

大分市高齢者ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高齢者の生活援助を行いたい者と当該生活援助を受けたい者からなる会員組織として、高齢者ファミリー・サポート・センターを設置し、地域において会員同士が介護に関する相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことを支援する高齢者ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）を実施することにより、介護をする者が仕事と介護を両立できる環境を整備するとともに、地域の高齢者の在宅支援を行い、もって介護をする者の福祉の増進並びに高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(設 置)

第2条 事業を会員制により実施するため、大分市高齢者ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務内容)

第3条 センターの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 会員の募集及び登録等
- (2) 援助活動の調整
- (3) 会員に対する講習会の開催
- (4) 事業を円滑に進めるための連絡調整会議等の開催
- (5) その他事業目的の達成に必要な業務

(会員の要件)

第4条 会員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の趣旨を理解した、生活援助を行いたい者又は生活援助を受けたい者であること。
- (2) 大分市内に居住する者（生活援助を行いたい者にあつては、大分市内の事業所等に勤務する者を含む）であること。
- (3) センターが指定する講習会等を受講した者であること。
- (4) 生活援助を行いたい者にあつては、健康で積極的に活動できる年齢20歳以上の者であること。
- (5) 生活援助を受けたい者にあつては、65歳以上の高齢者又は当該高齢者の家族であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(入会等)

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところによりセンターによる承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた会員に会員証を交付する。

3 会員は、事業を実施するための会員の責務その他必要な事項について別に定める大分市高齢者ファミリー・サポート・センター事業会則（以下「会則」という。）を遵守しなければならない。

(保 険)

第6条 会員は、援助活動中の事故に備え、また、安心して援助活動を行うため、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する保険料は、大分市が負担する。

(退会等)

第7条 会員は、退会しようとするときは、センターに申し出なければならない。

2 会員が、第4条に規定する要件を満たさなくなったとき又はこの要綱若しくは会則に違反し、会員として適さないと認められるときは、センターは、当該会員を退会させることができる。

3 会員は、退会したときは、直ちに会員証をセンターに返却しなければならない。

(アドバイザー)

第8条 事業を実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集及び登録等に関すること。
- (3) 援助活動の調整に関すること。
- (4) 会員に対する講習会の開催に関すること。
- (5) 会員間に生じた問題への助言に関すること。
- (6) その他センターの運営に関すること。

3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(サブ・リーダー)

第9条 事業を円滑に運営するため、センターは、複数の会員によるグループごとに、その世話役としてサブ・リーダーを依頼することができる。

2 サブ・リーダーは、事業の協力者として、アドバイザーの指示を受けて、援助活動の調整その他事業の実施について必要な事項を行うものとする。

(援助活動の内容)

第10条 援助活動を提供する会員（以下「援助会員」という。）が行う援助活動の内容は、高齢者に対する軽易な生活援助活動又は当該高齢者に対して家族が行う介護等を援助する活動とし、会則に定めるものとする。

2 援助活動は、恒常的又は臨時的なものとする。

3 援助活動においては、会員の宿泊は行わないこととする。

(援助活動の実施方法)

第11条 援助活動を依頼する会員（以下「依頼会員」という。）は、センターに申込みを行うものとする。

2 センターは、前項の申込みを受けたときは、当該援助の内容、日時等を確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる援助会員を依頼会員に紹介するものとする。

3 援助活動は、第1項の規定により申込みをした内容の範囲内において、依頼会員と援助会員の主体的な合意と責任のもとに実施するものとする。

4 前項の合意が整わないときは、依頼会員及び援助会員は、第2項に規定する紹介を断ることができる。

5 援助会員は、援助活動の実施後、所定の用紙に活動の記録を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。

6 援助会員は、前項の活動記録を1か月に1回センターに報告するものとする。

(報酬)

第12条 依頼会員は、援助会員に対し、援助終了後に別に定める基準に従って報酬及び実費を支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。